




株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第三号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書 No. 1
【根拠条文】	法第27条の26第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 伊 東 啓 
【住所又は本店所在地】	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル 西村ときわ法律事務所
【報告義務発生日】	平成 18 年 6 月 30 日
【提出日】	平成 18 年 7 月 7 日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1名
【提出形態】	その他

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	ワイエイシー株式会社
会社コード	6298
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	ジャスダック
本店所在地	東京都昭島市武蔵野三丁目11番10号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人(シンガポール法人)
氏名又は名称	ユーエムジェイ(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド (UMJ (Singapore) Pte. Ltd.)
住所又は本店所在地	シンガポール 089748 45 カントンメント ロード (45 Cantonment Road 089748 Singapore)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	シンガポール 068808 ユーアイシー・ビルディング 29-00 シェントン・ ウェイ (Shenton Way, #29-00, UIC Building, 068808, Singapore)

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2005年3月15日
代表者氏名	ローリー・ケネディ (Rory Kennedy)
代表者役職	ダイレクター (Director)
事業内容	ファンド運用

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	弁護士 金子 裕子 東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル 西村ときわ法律事務所
電話番号	03(5562)8500

(2)【保有目的】

純投資
-----

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)			302,900
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券カバードワラン ト	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M 302,900
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O	302,900	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18 年 6 月 30 日現在)	Q	9,674,587
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		3.13
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		5.70

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

上記提出者は、非課税ユニット・トラストとしてケイマン諸島に設けられたオープンエンド型アンブレラ型ユニット・トラストである UMJ マスターファンド (UMJ Master Fund) のサブファンドである UMJ アミカス・ファンド (UMJ AMICUS Fund) のインベストメント・マネージャーとして当該株券等を保有する。

**POWER OF ATTORNEY**

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, THAT UMJ (Singapore) Pte. Ltd., a Singaporean company organized and existing under the laws of Singapore, having its office at 45 Cantonment Road 089748 Singapore (the "Company"), does hereby make, constitute and appoint Kei Ito, Yuko Kaneko and Fumiyo Sugahara, attorneys-at-law, having their office at ARK Mori Building, 12-32, Akasaka 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful attorneys-in-fact, with full power to act on behalf of the Company and with full power of substitution, for it and in its name, place and stead to do and perform any one or more of the following acts:

To do any and all acts and things in connection with the execution and filing of Large Holding Reports and Amendment Reports, execution and filing of various other reports, and delivery of a copy of any such reports, each as provided in Chapter 2-3, "Disclosure of Information on Holding Large Amount of Share Certificates, Etc." of the Securities and Exchange Law of Japan.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be duly executed by its duly authorized representative.

Date: July 6, 2006

UMJ (Singapore) Pte. Ltd.



Name: Haruo Mikuriya

Title: Director

(訳 文)

## 委 任 状

シンガポール法に基づいて設立され存続する法人であって、シンガポール 089748 45 カントンメント ロードに事務所を有するユーエムジェイ(シンガポール)パーティーイー・リミテッド(以下「当会社」という)は、ここに日本国東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号アーク森ビルに事務所を有する弁護士伊東啓、金子裕子及び菅原史佳のそれぞれを代理人として選任し、当会社のために当会社の名の下に下記の行為を単独で行う完全な権限及び復代理人選任のための完全な権限を付与する。

### 記

日本国証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める大量保有報告書及び変更報告書の作成及び提出、その他各種報告書の作成及び提出並びに当該報告書の写しの送付に関する一切の件

上記を証するため、当会社は、当会社の権限ある代表者をして本委任状に適法に署名せしめた。

2006 年 7 月 6 日

ユーエムジェイ(シンガポール)パーティーイー・リミテッド

(署 名)

氏名： 御厨 東雄

肩書： ダイレクター